

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

防災砂防課

【告示】

○ 知事が定める粒子状物質を減少させる装置

環境管理課

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（以上県例規集登載）

建築指導課
教育委員会

○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託

税務課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

〃

目次

担当課（室）

関の指定の更新

○ 介護老人保健施設の開設許可
○ 指定居宅サービス事業者等の指定
○ 保安林の解除予定
○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

【公告】

○ 一般競争入札の実施
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
○ 農用地利用配分計画の認可の申請
○ 土地区画整理組合の理事の就任の届出
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

長寿社会課
〃
治山課
会計課

消防保安課
経営支援課
農村振興課
都市計画課
建築指導課

〃
〃
〃

◎岡山県規則第三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十九年岡山県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条第二項及び第二十八条第二項」を「第二十二条第二項及び第三十条第二項」に改める。

第四条第一項及び第五条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第七条第一項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第十条中「第十九条」を「第二十条」に改める。

様式第一号表)中「第21条第1項及び第28条第1項」を「第22条第1項及び第30条第1項」に改め、同様式(裏)中「2～10略」を「2～10略」及び「第21条」を「第22条」及び「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」及び「2・3略」を「2・3略」及び「第28条」を「第30条」及び「2略」を「2略」に改める。

様式第五号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第六号中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百九十一号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）第九十七条の規定により、粒子状物質を減少させる装置を次のとおり定め、公布の日から施行する。なお、平成十六年岡山県告示第六百六十九号（知事が定める粒子状物質を減少させる装置）は、廃止する。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

ディーゼル微粒子除去フィルター、酸化触媒その他の軽油を内燃機関の燃料とする自動車から排出される粒子状物質を減少させる装置であつて、窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（平成十六年国土交通省告示第八百十四号）において優良であると評価されたもの又は知事がこれと同等の性能を有すると認めたもの

◎岡山県告示第百九十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年分補助金から適用する。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表土木部の部岡山県木造住宅耐震改修事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金	要緊急安全確認大規模建築物の耐震対策の促進	市町村	1 要緊急安全確認大規模建築物の補強設計に要する費用	補助対象経費の六分の一以内で、かつ、市町村が事業者に補助する費用の四分の一以内
	2 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に要する費用			補助対象経費の五・七五パーセント以内で、かつ、市町村が事業者に補助する費用の四分の一以内

表教育委員会の部岡山チャレンジ・ワーク推進事業補助金の項中「岡山チャレンジ・ワーク推進事業補助金」を「チャレンジ・ワーク14補助金」に、「小・中学生」を「中学生」に、「岡山チャレンジ・ワーク推進事業の」を「チャレンジ・ワーク14の」に改め、「の定額」を削り、同部社会教育事業費補助金の項を削る。

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

◎岡山県告示第百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、事業税（個人の事業税に限る。）、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

株式会社サークル Kサンクス	愛知県稲沢市天 池五反田町一番	同右	同右	同右	同右
山崎製パン株式会 社	東京都千代田区 岩本町三丁目一 〇番一号	同右	同右	同右	同右
株式会社ファミリー マート	東京都豊島区東 池袋三丁目一番 一号	同右	同右	同右	同右
株式会社ローソン	東京都品川区大 崎一丁目一 番二 号	同右	同右	同右	同右
株式会社セブン イレブン・ジャ パン	東京都千代田区 二番町八番地八 号	直営店舗及び加盟店舗 における徴収金の収納 の事務	平成二十七年四 月一日から平成 二十九年三月三 十一日まで	委託の期間	
収納の事務を委託 した者の名称	主たる事務所の 所在地	委託を受けた収納の事 務を行う場所及び当該 事務の内容			

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

株式会社システム アイシー	株式会社しんきん 情報サービス	株式会社ジェイア ール西日本デ ィーサービス ネット	株式会社セーブ オン	株式会社セイ コー マート
岐阜県岐阜市日 置江一丁目五 八番地	東京都港区港南 一丁目八番二 七号	兵庫県尼崎市潮 江一丁目二番 一 二号	群馬県前橋市 里町九〇〇番 地	北海道札幌市中 央区南九条西 五丁目四二一 番地
同右	提携店舗にお ける徴収 金の収納の 事務	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右	同右

◎岡山県告示第百九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 北興化学工業株式会社

住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20号

氏名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 北興化学工業株式会社 岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

平成 27 年 4 月 3 日 岡山県公報 第 1 1 6 7 4 号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	廃	止	
種	類	46-イ 有機化学製品製造業の用 に供する水洗施設 R-オ-3		同左		
能	力	3.2m ³ /h		同左		
工事着手予定年月日		許可後直ちに		-		
工事完成予定年月日		工事着手後約1週間		-		
使用開始予定年月日		工事完成後直ちに		-		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	分	通	常	最	大
	水 量 (m ³ /日)		15.4	23.3	同左	
	p H		0.5~2.5	0.5~2.5		
	C O D (mg/ℓ)		299	494		
	S S (mg/ℓ)		33	57		
	油 分 (mg/ℓ)		32	41		
	T-N (mg/ℓ)		19	38		
	T-P (mg/ℓ)		6	10		
	大腸菌群数 (個/cm ³)		-	-		
	ふっ素 (mg/ℓ)		-	-		
	ほう素 (mg/ℓ)		-	-		
	ベンゼン (mg/ℓ)		-	-		
	ジクロロメタン (mg/ℓ)		-	-		
	チウラム (mg/ℓ)		-	-		
	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)		-	-		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)		-	-			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年4月3日から同月24日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

久安薬局

井原市七日市町五四三

平成二十七年三月一日

医療法人桃山会小野内科医院

倉敷市玉島八島一七五五

平成二十七年四月一日

アイン薬局倉敷駅前店

倉敷市寿町一―二六マツダパーキングビル一階

平成二十七年四月一日

◎岡山県告示第百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

河上薬局

高梁市成羽町下原一〇五―六

平成二十七年四月七日

久安薬局

井原市七日市町五四三

平成二十七年二月二十八日

◎岡山県告示第九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一

平成二十七年四月一日

ソーク薬局用吉店

玉野市用吉一六七六一七

平成二十七年四月一日

◎岡山県告示第百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関

名称

ザグザグ薬局総社東店

所在地

総社市井手一二四二―三

担当する医療の種類

調剤

指定年月日

平成二十七年四月一日

◎岡山県告示第百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

足高薬局東総社店

総社市総社二一〇一四

調剤

平成二十七年四月一日

◎岡山県告示第二百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次の介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護療養型老人保健施設わたぼうし

2 開設場所

岡山県真庭市本郷一八一九番地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美甘会

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

三 許可年月日

平成二十七年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三五三四八〇〇六八

五 サービスの種類

介護老人保健施設

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護療養型老人保健施設八紘会

2 開設場所

岡山県浅口市鴨方町鴨方一〇八一番地の一

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人八紘会

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町鴨方一〇八一番地の一

三 許可年月日

平成二十七年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三五二七八〇〇四七

五 サービスの種類

介護老人保健施設

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

◎岡山県告示第二百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス ふる里

2 所在地

岡山県備前市日生町寒河二三九三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ふる里

2 所在地

岡山県岡山市南区浦安南町一五五番地二

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇七三〇

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターからんこえ

2 所在地

岡山県和気郡和気町益原二二二一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アイ・ケア

2 所在地

岡山県岡山市中区兼基三二一―二

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇七七六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス 空楽

2 所在地

岡山県瀬戸内市長船町福里九二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ライフ

2 所在地

岡山県備前市新庄二三番地三

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇九四九

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ナースケア楽木

2 所在地

岡山県津山市二宮六五六番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社イシンホールディングス

2 所在地

岡山県津山市二宮六五四番地の四

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇三九〇一一〇

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護リハビリステーション しん

2 所在地

岡山県玉野市長尾七五九番地一〇一〇五号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社フォレストクリエイツ

2 所在地

岡山県玉野市長尾七五九番地一〇一〇五号

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

四 介護保険事業所番号

三三六〇四九〇〇六八

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護療養型老人保健施設わたぼうし

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美甘会

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九番地

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三五三四八〇〇六八

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

◎岡山県告示第百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市玉島道口字イ割五三二八の八六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

◎岡山県告示第二百三号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により岡山県収入証紙売りさばき人を平成二十七年四月一日付けで次のとおり指定した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	和気郡和気町日笠下一六 一三番地の五
名称及び代表者 の氏名	社会福祉法人閑谷福 社 理事 廣瀬 敏子	
売 り さ ば き 場 所	瀬戸内市邑久町山田庄八八〇番地 一	

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

〔11313〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県消防防災ヘリコプター消防救急無線デジタル化委託業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成28年1月15日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第47号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続き等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有する者で、業務種目の大分類が「7機械設備等保守点検（情報・通信サービスを除く。）」、小分類が「3その他機器」及び「5設備（建物等の保守管理以外）」であり、格付区分がAであること。

(2) ベル社（岡山県消防防災ヘリコプター「きび」J A119Hの製造会社）が製造す

第11674号 岡山県公報 平成27年4月3日

るBELLP型に係る航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2の規定による航空機の修理の事業の許可及び同法第9条第1項の規定による航空機の修理の方法の認可並びに航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号及び第4号に掲げる能力に係る同項の規定による事業場の認定を全て有している者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(4) この一般競争入札（条件付）の公告日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づき入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成27年4月17日（金）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒702-8024 岡山市南区浦安南町640

岡山県消防保安課 消防防災航空センター

電話 (086) 250-0330

FAX (086) 265-6270

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年4月3日(金)から同月24日(金)まで(県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。)を除く。以下同じ。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

なお、岡山県消防保安課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/13/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年5月15日(金)午後1時30分

ただし、郵送等により入札書を提出する場合には、平成27年5月14日(木)午後4時を期限とする。

イ 場所

岡山市南区浦安南町640

岡山県消防防災航空センター 会議室

ただし、郵送等による場合にあっては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札（条件付）に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する添付書類を平成27年4月24日（金）午後4時まで、4（1）の場所へ提出（郵送により提出することもできる。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し岡山県の契約担当者から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name of the service to be procured:

Digital upgrade of Okayama Prefecture rescue helicopter emergency
wireless radio

平成 27 年 4 月 3 日 岡山県公報 第 1 1 6 7 4 号

(2) Contract period:

From contract date through 15 January 2016

(3) Time limit for tender:

1:30PM, Friday, 15 May 2015

(tenders sent by mail must be received by 4:00PM 14 May 2015)

(4) Contact point for the notice:

Okayama Prefecture Fire Prevention and Public Safety Division, Fire &

Disaster Prevention Aviation Center

640 Urayasuminamimachi Minami-ku Okayama-shi Okayama-ken

702-8024 Japan

Tel: 086-250-0330

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

〔一三四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール津山
所在地 津山市河辺字桑ノ木一〇〇〇一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五―一
代表者の氏名 代表取締役社長 岡崎 双一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

イオンリテール株式会社

（変更前）代表取締役 村井 正平

（変更後）代表取締役 岡崎 双一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）届出書別紙一に記載のとおり

（変更後）届出書別紙二に記載のとおり

4 変更年月日

平成二十七年二月一日

二 届出年月日

平成二十七年三月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年四月三日から同年八月三日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

〔一三五〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。
 この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
白神 健二	倉敷市黒石五八一―一	倉敷市新田字東六割三〇二五―一他一八筆	
宇埜 堅	倉敷市黒石二七	倉敷市黒石字外新田三三三―六	
きはんトライ アングル興業 有限会社	美作市壬生一五六	美作市宮本字九反田一〇九―一	
高取 道廣	勝田郡奈義町成松二二七 ―一	勝田郡奈義町成松字吹ケ坪二二五他一四筆	
二宮 圭司	勝田郡奈義町滝本二二五	勝田郡奈義町滝本字六斗三四六五―一	
株式会社ライ スクロップ長 尾	勝田郡奈義町柿三九九	勝田郡奈義町上町川字椿ノ元三六七―一 他三筆	
高井 喜生	勝田郡奈義町関本六二八	勝田郡奈義町関本字ヒガシダ九二三―一 他二筆	
農事組合法人 関本営農組合	勝田郡奈義町関本二六八	勝田郡奈義町行方字神田一三九―一他一 一筆	

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

二 縦覧の期間

平成二十七年四月三日から同月十七日まで

三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

四 申請年月日

平成二十七年四月一日

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

〔一三六〕土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、赤磐市河本土地区画整理組合から、次のとおり理事の就任の届出があった。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

氏 名 住 所

藤原 己代治 赤磐市河本九八二番地

山本 芳正 赤磐市河本九三〇番地

石原 近 岡山市東区矢津一五一八番地六

岩本 伸吾 赤磐市河本六九八番地

岩本 紘一郎 赤磐市河本九六〇番地

奥山 昭和 赤磐市河本八五三番地

山吹 光彦 赤磐市河本八四五番地の二

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

〔一三七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市穂浪字小柳二五四二―三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六一〇

株式会社ナフコ

代表取締役 深町 勝義

三 許可番号

岡山県指令建指第二六八号

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

〔一三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西坂台二二四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西坂台五八

小林 純史

小林 麻希

三 許可番号

岡山県指令建指第一五九号

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

〔一三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字三ツ塚西一六三一七、一六三四―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市平田二三〇―一（緑の館C棟一〇六号）

柳瀬 昭史

三 許可番号

岡山県指令建指第二五六号

平成27年4月3日 岡山県公報 第11674号

〔一四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字窪ノ内一九五〇―三、一九五〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二一五〇フオワイエA二〇一号室

文谷 建心

文谷 千治

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇七号